

## 別紙1 参考様式

### 実質化された人・農地プラン(案)

[ 注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。 ]

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
富士宮市	柚野地区	令和5年3月16日	令和6年3月11日

#### 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	152.55	ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	152.55	ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	79.95	ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	54.16	ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.97	ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	13.11	ha
(備考) ・柚野地区の内訳(地区内集落名):下柚野、上柚野、大鹿窪、鳥並、猫沢のうち、すでに実質化された区域(柚野地区(蔓根工区・外ヶ谷戸工区))を除いた地区。		

注1:③の「○才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

#### 2 対象地区の課題

柚野地区は、県営中山間地域総合整備事業により、水稻関連の圃場整備が実施され、農道・用排水路をはじめ、営農環境が改善されている地域も多い。しかし、大半が傾斜地で生産条件が不利な土地が多いこと、耕作者が高齢化し離農するケースが多く、荒廃農地の懸念も高い地域である。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

中心経営体は、従来からの家族経営による水稻農家・畑作農家に加え、有機野菜に取り組む有機農家など、多様な担い手が存在する。農地保全においては、多面的機能支払制度における當農団体の取組みがなされている。今後は、中間管理の活用といったソフト事業に加え、圃場整備事業の推進を図り、耕作条件の改善への取り組みが重要となる。

注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

### 4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

今後、未整備農地の基盤整備や荒廃農地の解消に努め、優良農地の確保・保全に取り組むとともに、整備された農地を中心たに担い手への集積・集約を促進する。また、地域住民をはじめ多様な主体による営農組織の活動に対し、多面的機能支払制度等のソフト事業を軸に支援を継続し、農地保全に努める。加えて、有機農家など農業の環境負荷低減に取り組む新たな担い手の要望もふまえ、耕作意向のない農地の新たな引き受け手として、各種補助事業を活用しながら、併せて中間管理事業を積極的に推進し、農地集積・集約を促していく。

#### （留意事項）

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。